(下線部分は改正部分)

改正後

ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏 伝染性ファブリキウス嚢病・トリニューモウイ ルス感染症混合(油性アジュバント加)不活化 ワクチン

(削る)

- 1 小分製品の試験
- 1.1 ニューカッスル病力価試験
- 1.1.1 試験材料
- 1.1.1.1 注射材料

試験品を注射材料とする。

1.1.1.2 試験動物

生ワクチン製造用材料の規格1.1由来の4週齢の鶏を用いる。

1.1.1.3 赤血球凝集抗原

「ニューカッスル病診断用赤血球凝集抗原」を用いる。

1.1.2 試験方法

試験動物の10羽を試験群、3羽を対照群とする。

注射材料1羽分ずつを試験群の頚部中央部皮下に注射し、4週間後に試験 群及び対照群から採血する。

得られた各個体の血清について、ニューカッスル病ウイルス赤血球凝集抑 制試験を行う。

1.1.3 判定

下この項において「HI抗体価」という。)とする。

試験群の80%以上がHI抗体価80倍以上でなければならない。この場合、対 照群の全てがHI抗体価5倍以下でなければならない。

ワクチン(シードロット製剤を除く。)の部

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏 伝染性ファブリキウス嚢病・トリニューモウイ ルス感染症混合(油性アジュバント加)不活化 ワクチン

改正前

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎2価・鶏伝染性ファブリ キウス嚢病・トリニューモウイルス感染症混合(油性アジュバント加)不活化 ワクチンの3.5.2、3.5.4及び3.5.5に規定するところにより、これらに規定する試 験を行うものとする。

(新設)